

首都圏情報発信・交流拠点施設 整備運営事業

基本協定書（案）

令和7年5月

香川県

首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業 基本協定書（案）

香川県（以下「甲」という。）と●●は（以下「乙」という。[なお、乙を構成する法人を「乙の構成員」といい、構成員のうち、乙を代表する法人を「代表企業」という。]¹⁾）とは、首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

- 第1条 「提案書類」とは、乙が令和●年●月●日付で提出した提案審査書類、及び提案審査書類の提出日以降における本事業の実施に係るその他の提案審査書類一式（提案審査書類についての確認事項回答文書、その他提案審査書類一式に関して甲が乙に対して確認した事項に対する乙の回答（書面又は口頭かを問わない。）を含む。）をいう。
- 2 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
- 3 「募集要項」とは、甲が令和●年●月●日付で公表した、首都圏情報発信・交流拠点施設整備運営事業募集要項をいう。

（目的）

第2条 本協定は、甲が所有する予定の県有財産（以下「貸付物件」という。）を乙へ貸し付け、観光・移住・県産品等の情報発信・収集、県民・県出身者・県関係者の交流、近隣住民等が香川を体感、香川のビジネス支援の4つの機能の実現及び貸付物件の経済的価値の発揮を目的とする本事業の導入を行うため締結する。

（協定の位置づけ）

第3条 本協定は、本事業における甲及び乙の役割等の基本的合意事項について定めるとともに、甲及び乙の間で、貸付物件に係る借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本定期建物賃貸借契約」という。）の締結までの期間において必要な事項について定める。

（役割分担）

第4条 甲は、本事業の用に供する物件として貸付物件を本定期建物賃貸借契約に基づき乙に貸し付ける。乙は、甲から貸付物件を借り受け、甲が設定する貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）を甲に支払うほか、本定期建物賃貸借契約に基づく債務の担保として契約保証金を甲に預託するとともに、貸付物件の維持管理及び修繕を含め本事業を適切に実施することとする。

1 応募者の構成を踏まえて調整します。

(貸付物件)

第5条 貸付物件は、別紙1第1項記載のとおりとする。乙が使用する貸付物件の範囲は、本定期建物賃貸借契約にて定める。

(事業期間及び賃貸借期間)

第6条 甲及び乙²は、別途合意した場合を除き、●年●月●日³（以下「契約締結期限」という。）までに本定期建物賃貸借契約を締結するものとする。

2 本事業の事業期間（以下「本事業期間」という。）は、本協定の締結日から●年●月●日⁴までとし、本定期建物賃貸借契約の契約期間は、その締結日から●年●月●日⁵までとする。

(貸付料)

第7条 貸付料は、本定期建物賃貸借契約にて定めるものとする。

(募集要項及び提案書類の遵守)

第8条 乙は、本事業の遂行にあたり、募集要項及び提案書類の記載内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(事業実施に向けた準備)

第9条 本事業の実施に向けた準備として、乙は以下を行う。

(1) 乙は、貸付物件の調査等を行う場合、あらかじめ調査等の内容を記載した書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。

(2) 乙は、本事業のために必要な手続きを行う。

2 甲及び乙は、本定期建物賃貸借契約の契約期間開始日までの間に、乙が貸付物件の内装工事を行った場合において、当該内装工事部分について甲が管理責任を負わないことを確認する。

(乙の事由による解除等)

第10条 乙が次のいずれかに該当したときには、甲が催告することなく本協定を解除し、本定期建物賃貸借契約を締結しないことができる。

(1) 本事業に関し、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号若しくは同第2号の規定に違反したことにより、構成取引委員会が乙に対して、独占禁止法第8条第1号若しくは同第2号の規定に違反したことにより、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

2 本定期建物賃貸借契約の締結当事者については、応募者の提案内容を踏まえてコンソーシアムの代表企業以外の者であることを認める場合もあり得ます。

3 応募者の提案内容を踏まえて具体的な本定期建物賃貸借契約の締結日を定めるものとします。

4 応募者の提案内容を踏まえて具体的な本事業期間を定めるものとします。

5 応募者の提案内容を踏まえて具体的な本定期建物賃貸借契約の契約期間を定めるものとします。

- (2) 本事業に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）（これらの命令が乙[の構成員]又は乙[の構成員]が構成事業者である事業者団体（以下「乙[の構成員]等」という。）に対して行われたときは、乙[の構成員]等に対する命令で確定したものをいい、乙[の構成員]等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は第8条第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙[の構成員]等に独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙[の構成員]に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本事業に関し、乙[の構成員]（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。
- (5) 乙[の構成員]が、偽りその他不正の方法により募集要項に基づく選定手続において最優秀提案者として選定されたとき。
- 2 乙が、募集要項で定めた本事業の実施に係る条件を満足することが困難であると甲が判断したときには、甲は、本協定を解除し、本定期建物賃貸借契約を締結しないことができる。

（本定期建物賃貸借契約の締結不調に伴う費用負担）

第11条 契約締結期限までに本定期建物賃貸借契約の締結に至らなかった場合（第13条第4項に基づく場合を含む。）、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用は、各自の負担とするものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、前条各項に定める事由その他乙の責めに帰すべき事由により、契約締結期限までに本定期建物賃貸借契約の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用は、乙の負担とする。また、甲の責めに帰すべき事由により、契約締結期限までに本定期建物賃貸借契約の締結に至らなかった場合、既に甲が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用は、甲の負担とし、既に乙が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用は、甲と乙の協議によって決定されるものとする。

（不可抗力）

第12条 ①地震、洪水、高潮、地滑り、落盤その他の自然災害、②豪雨、暴風その他の異常気象であつて貸付物件の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、③騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、④その他甲及び乙の予測可能性又は支配可能性のない事象（放射能汚染及び疫病を含む。）のうち、甲及び乙のいずれの責に帰することができない

事由（以下「不可抗力」という。）により貸付物件が物理的に損傷したときは、その復旧（ただし、乙が設置した什器・備品及び工事をした内装等を対象とする復旧は除き、以下「不可抗力による復旧」という。）は、甲が定める復旧計画に従い、甲が自己の費用と責任をもって行うものとする。

- 2 甲及び乙は、不可抗力による復旧により乙による本事業の遂行に支障が生じることが見込まれる場合、当該期間における収入額の減少を勘案し、甲及び乙は、貸付料を含めた本定期建物賃貸借契約の内容、本事業期間の調整の協議を行うものとする。

（事業計画の変更）

第 13 条 乙は、本協定締結後、提案書類に記載された事業計画について社会経済情勢の著しい変化等により変更しなければならなくなった場合は、甲に通知し、協議を行うことができるものとする。

- 2 甲は、本協定締結後、社会経済情勢の著しい変化等に対応し、中長期的に貸付物件の経済的価値の最大化を図る観点から、乙に対して、提案書類に記載された内容の変更に関する協議を求めることができることとし、乙は誠意をもって協議に応じるものとする。
- 3 甲は、第 1 項の通知内容に合理的な理由があり、当初の提案書類の内容との同一性及び本事業の他の応募者に対する乙の優位性が明らかに維持されると認められる場合、変更後の事業計画を承諾し、さらに必要がある場合は、甲及び乙との間で本協定を変更するものとする。この場合において、当初の提案書類に記載された事業計画と変更後の事業計画を比較して追加費用が生じるときは、乙が当該追加費用を負担するものとする。
- 4 甲は、第 3 項において、軽微な変更と判断される場合を除き、変更の承諾を行うにあたっては、変更後の事業計画に係る審査委員会を開催し、審査委員の意見を聞くものとする。変更後の事業計画では、当初の提案書類の内容との同一性が損なわれ、又は本事業の他応募者に対する乙の優位性が喪失されると明らかに認められる場合、甲は、本協定を解除し、本定期建物賃貸借契約を締結しないことができる。

（解除の効果）

第 14 条 第 10 条、第 11 条又は第 13 条第 4 項に基づき本協定が解除された場合は、本協定は、すべての当事者との関係において終了する。

（秘密保持）

第 15 条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- （1）開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - （2）開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - （3）開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。

- (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業に関して乙に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

（契約の地位の譲渡、変更の禁止）

第 16 条 乙[の構成員]は、甲の事前の承認がない限り、本協定の地位を第三者に対して譲渡し、又はその他の処分をしてはならない。

2 [乙は、甲の事前の承認がない限り、乙の構成を変更してはならない。]

（本協定の有効期間）

第 17 条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本定期建物賃貸借契約の締結までとする。

2 第14条及び前項の規定にかかわらず、第15条の効力は、本協定の解除後又は有効期間の終了後も存続するものとする。

（疑義の決定等）

第 18 条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを定める。

上記協定の締結を証するため、この協定書を●通作成し、甲並びに乙[の構成員]が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高松市番町四丁目1番10号

香 川 県

香川県知事

乙 [代表企業]

住所：●●

代表取締役社長 ●●

[他の乙の構成員

住所：●●

代表取締役社長 ●●]